

第1次 平成28年4月～令和3年3月

第2次 令和3年4月～令和8年3月

第3次 令和8年4月～令和13年3月

滑川市教育大綱



令和8年4月

滑川市・滑川市教育委員会

目次	1
----	---

はじめに

経緯	2
----	---

考え方	2
-----	---

対象期間	2
------	---

基本理念	3
------	---

基本方針	3
------	---

大綱の位置づけ	4
---------	---

教育大綱の概要	5
---------	---

基本方針1（教育総務課）	7
--------------	---

基本方針2（生涯学習・スポーツ課）	9
-------------------	---

基本方針3（子育て応援課）	13
---------------	----

はじめに

<経緯>

本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、2016（平成28）年に「滑川市教育大綱」、2021（令和3）年に「第2次滑川市教育大綱」を策定し、子どもとその親への支援と教育施策の充実に努めてきました。

その一方で、コロナ禍を経て私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化したところであり、社会全体のデジタル化の加速、少子高齢化や人口減少等の問題は地域社会のあり方に大きな影響を及ぼしています。

令和7年度で「第2次滑川市教育大綱」の策定期間が満了することから、今般、新たな指針として「第3次滑川市教育大綱」を策定し、今後、市が取り組むべき各種事業を推進していきます。

<考え方>

第5次滑川市総合計画後期基本計画（以下、「総合計画」という。）には、教育の振興に関する総合的な施策も含んでおり、その点では市の教育大綱と内容的には同じものです。

そのため、市では総合計画の教育に関する基本的な方針について抜粋し、総合計画には定められていない個別の内容について追加したものを「滑川市教育大綱」として定めることとしました。

<対象期間>

総合計画との整合性を図るため、総合計画の期間と同じ令和8年度から令和12年度までの5年間を対象期間とします。なお、必要があれば随時見直すこととします。

<基本理念>

『自ら学び、活力ある未来を共につくる滑川の教育』

本市総合計画の基本理念は「市民起点、市民共創」としています。まちづくりの出発点は、いつも「市民」であり、「市民」と「行政」が共創し、まちづくりを行うことを基本理念に掲げています。

教育大綱においては、「市民起点」の考えを「自ら学び」ととらえ、「市民共創」を「活力ある未来を共につくる」と表現することとしました。個々の主体的な学びが重なり合うことで地域の共創が加速し、一人ひとりのウェルビーイングの実現に寄与することを目指します。

<基本方針>

基本方針1 一人ひとりの可能性を引き出すきめ細かな教育の推進

基本方針2 生涯にわたる学びを通じた心の豊かさと心身の健康の実現

基本方針3 こども・若者が笑顔で自分の夢に挑戦できるような「こどもまんなか社会」の推進

市の
最上位計画

第5次滑川市総合計画 後期基本計画

教育、学術及び文化の振興に関する分野

政策の柱 「優しい滑川」

- 政策 13 子育て支援の充実
- 政策 14 生涯スポーツの振興
- 政策 20 ダイバーシティが尊重される
人に優しい共生社会の推進

政策の柱 「輝く滑川」

- 政策 21 学校教育の充実・教育のデジタル化
- 政策 22 青少年健全育成・地育地生の推進
- 政策 23 生涯学習の推進
- 政策 24 文化芸術の振興

【県】第3期教育振興基本計画

【国】第4期教育振興基本計画

集約・実情

参 酌

教育に関する
最上位方針

滑川市教育大綱

整 合

主な
個別計画

滑川市こども計画
滑川市スポーツ推進プラン
滑川市男女共同参画プラン

滑川市食育推進計画
滑川市いじめ防止基本方針
など

[基本理念]

『自ら学び、活力ある未来を 共につくる滑川の教育』

基本方針1

一人ひとりの可能性を引き出す
きめ細かな教育の推進

取組内容(1)
探究・科学教育の推進

- ① 小中学校での特別な教育課程「科学の時間」の実施
- ② 科学的な見方・考え方及び課題解決能力を身に付ける探究的学習の充実 など

取組内容(2)
魅力ある学校づくりの推進

- ① 誰一人取り残さない個別最適で包摂的な学びの促進
- ② 探究的な学習や体験活動等を通じた協働的な学びの充実 など

取組内容(3)
学校の働き方改革等による教育の質の向上

- ① 教育DXの推進
- ② 夏期休業日に平日5日以上学校閉庁日を設けるなど教職員の心身の健康の保持増進を図る など

取組内容(4)
多様なニーズに対応したきめ細かな支援の充実

- ① 不登校児童生徒を生まない学校づくりの推進及び不登校児童生徒の社会的自立・学校復帰支援
- ② いじめや非行等の未然防止及び道德教育の強化 など

取組内容(5)
学校環境の整備

- ① 学校施設の計画的な整備・維持管理
- ② 熱中症対策、避難所機能強化のため体育館空調の整備を推進 など

基本方針2

生涯にわたる学びを通じた心の豊かさと心身の健康の実現

取組内容(6)
生涯学習活動の推進

- ① 市民のニーズをとらえた生涯学習講座の開設
- ② 図書館・子ども図書館の利用促進 など

取組内容(8)
文化芸術に触れる機会の充実

- ① 優れた文化芸術の招致及び文化芸術団体への支援
- ② 博物館を拠点とした文化芸術活動の推進 など

取組内容(10)
家庭教育力の向上

- ① 講座及び講演会の開催
- ② 情報モラル・情報リテラシーに関する情報提供及び啓蒙活動の実施

取組内容(12)
部活動等を行う環境の整備

- ① 中学校部活動の地域クラブ活動への転換推進
- ② 学校と地域等が連携した持続可能な部活動の推進 など

取組内容(14)
競技力の向上

- ① スポーツ団体へ支援及び市スポーツ協会の組織強化
- ② 運動・スポーツ好きな子どもの育成 など

取組内容(7)
ふるさと教育の推進

- ① 滑川の自然・文化・歴史に関する体験学習等の充実
- ② 郷土の偉人の功績を学ぶ機会の提供 など

取組内容(9)
文化財と伝統芸能の保護と活用

- ① 文化財の保存・調査・研究及び文化財指定制度の推進
- ② 地域の伝統芸能・文化等の保存継承 など

取組内容(11)
地育地生の推進

- ① 学校と地域が連携した取組・教育活動の推進
- ② なめりかわ未来学校の実施 など

取組内容(13)
スポーツ普及活動の推進

- ① 誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくり
- ② 運動・スポーツを通じた健康増進の意識の醸成 など

取組内容(15)
スポーツ環境の充実

- ① スポーツ施設の環境の向上
- ② スポーツ施設を活用した生涯スポーツの振興及び競技力向上 など

基本方針3

こども・若者が笑顔で自分の夢に挑戦できる
ような「こどもまんなか社会」の推進

取組内容(16)
切れ目ない子育て支援・相談体制の充実

- ① 関係各所との連携強化による妊娠・出産・子育て期にわたる支援体制推進
- ② 第1子保育料半額、第2子以降保育料無償化など子育てに係る負担軽減 など

取組内容(17)
子どもの居場所づくり

- ① 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施及び支援員の確保・育成
- ② 放課後児童クラブにおける入学前児童の円滑な受入れ態勢の充実 など

取組内容(18)
幼児教育・保育の提供体制の確保と充実

- ① 教育・保育施設の環境整備及び運営に係る費用の助成
- ② 保育士の処遇改善による保育士の確保や保育士の負担軽減による保育の質の向上 など

取組内容(19)
経済的困難を抱える家庭への支援

- ① 相談しやすい環境体制の整備及び予防的支援・早期発見による問題深刻化の防止
- ② オンラインなめりかわ塾の開催による学習支援の機会確保 など

取組内容(20)
こども・若者の意見等が尊重される環境の整備

- ① こども・若者・子育て当事者の意見を施策へ反映
- ② こども・若者が意見を表明しやすい環境の整備

基本方針1

一人ひとりの可能性を引き出すきめ細かな教育の推進

(総合計画政策No.21)

現状・課題	方向性
<ul style="list-style-type: none">● 「ものづくりのまち滑川」の将来を支える人材の育成が求められています。● 現行の学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業の実施、小学校における英語の教科化、プログラミング教育の必修化等、教育内容が変化しています。また、個別最適化され創造性を育む教育に取り組むため、デジタル学習環境を効果的に活用する必要があります。● 教育職員の勤務時間外の在校等時間が1か月45時間を超えないことが国で定められ、学校の働き方改革に取り組む必要があります。● すべての子どもが平等に教育を受ける必要がありますが、経済的な理由等により就学に困難を抱える児童生徒がいます。● 通学区域の小中学校より近い小中学校があるが、遠方の小中学校に通学することもあります。	<ul style="list-style-type: none">● 体験的な活動や問題解決的な学習を重視した探究・科学教育を推進します。● 学習指導要領を踏まえた外国語科等の教科やキャリア教育等を小中一貫で展開することで確かな学力の向上に努めます。また、児童生徒に1人1台端末を整備し、デジタル学習環境を活用した魅力的な授業や学習を展開します。● デジタル学習環境の活用等による業務改善を推進し、子どもと向き合う時間を確保するとともに、今日的な課題に対応した研修を企画・運営し、指導力の向上を図ります。● 経済的な理由等により困難を抱える児童生徒のために、様々な支援制度や相談体制を構築します。● 事情によって、指定学校以外の学校への通学もできるように、令和5年度末に指定校変更制度の運用を見直しました。今後も適宜見直しを実施します。

★ 取組の内容

① 探究・科学教育の推進

(主な取組)

- 全小中学校で特別の教育課程「科学の時間」を実施し、地元企業や団体と連携しながら探究・科学教育を推進します。
- 理科専科教員や観察実験アシスタントを配置し、実験・実習・体験的活動を通して児童生徒が、科学やものづくり、エネルギー教育、STEAM教育(科学、技術、工学、芸術、教養、数学を統合する教育手法)に興味関心をもち、科学的な見方や考え方を身に付けるとともに、課題を解決しようとする探究的な学習を行う教育課程の充実を図ります。
- 子どもたちがふるさと滑川への愛着と誇りをもてるよう、地域の自然や歴史、先人の業績等を教材化した副読本を活用するとともに、現地見学等の体験学習を推進します。
- デジタル学習環境を活用した授業を展開するために、各校にICT支援員を配置します。
- 外部からデジタル専門人材を招へいし、児童生徒が1人1台端末を使用し、学びやすい環境の整備や更なる活用方法の強化に努めます。
- プログラミング教育を推進し、論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成に努めます。

② 魅力ある学校づくりの推進

(主な取組)

- 多様な個性をもつ子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びや創造性を育む学びを促進します。
- 探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士あるいは地域の多様な他者と関わりながら必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実します。
- 子どもたちが社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するための困難を乗り越える力を育むキャリア教育を推進します。
- 各学校において地域の人・もの・自然・文化・歴史等を活かした教育課程を編成し、特色ある学校づくりを推進するとともに、よりよい社会を形成する資質・能力の育成を図ります。
- 小規模特認校制度や指定校変更制度を活用し、個々の事情に合わせたより柔軟な就学に対応できるよう努めます。
- 外国語教育の充実のために、各校に英語専科教員、ALT、英語活動支援員を配置し、まとまりのある英語を理解したり表現したり伝えたりするコミュニケーションを図る資質・能力の育成に努めます。

③ 学校の働き方改革等による教育の質の向上

(主な取組)

- 統合型校務支援システムを導入し、各学校の管理職及び教育委員会が教職員の勤務実態を把握することで、業務改善を図るとともに、勤務実態に応じた指導助言や面談を行うなど、心身の健康の保持に努めます。
- 夏期休業日に平日5日以上为学校閉庁日を設けるなど教職員の健康増進に努めます。
- 教育DXを活用し、成績処理や文書作成等の業務の効率化が一層図れるよう調査・研究に努めます。
- 地域学校協働活動の体制整備と学校運営協議会との連携を進め、学校と地域が連携した取組や地域資源を活かした教育活動を推進します。

④ 多様なニーズに対応したきめ細かな支援の充実

(主な取組)

- 不登校児童生徒を生まない学校づくりを進め、市教育支援センター「あゆみ」や校内教育支援センター「ほっとルーム」を開設するなど、不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう支援します。
- 児童生徒の人権にかかわるいじめや偏見、非行、暴力等や社会的に許されない行為を未然に防止するとともに、よりよく生きるための基礎となる道徳教育の強化や望ましい人間関係の醸成に努めます。
- 心に悩みや不安を持つ児童生徒に対して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを小中学校に配置し、相談体制の充実を図ります。
- 児童生徒の悩みや不安を早期に発見するため、「ちょっと聞いて(お話フォームボタン)」を活用し、学校と家庭、地域・関係機関が一体となって対応できるきめ細かな支援体制を構築します。
- 経済的な支援が必要な児童生徒や不登校児童生徒等に対して、「オンラインなめりかわ塾」を開催し、個に応じた学びの保障に努めます。
- 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に、学用品費や修学旅行費等を支援します。
- 経済的理由により高校・大学等へ就学困難な者に対し、奨学金を給与・貸与します。
- 家庭環境や発達面、障がい等、様々な要因から就学に困難さを抱える児童生徒に対し、幼児教育施設及び小学校や関係機関が連携し早期からの支援に取り組みます。
- 特別支援教育体制の充実を図るため、各校にスタディ・メイトを配置するとともに、個別の教育支援計画・指導計画を作成できる教育ソフトを導入し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に取り組みます。
- 児童生徒の望ましい食習慣を養い、地域の食文化への理解を深め、関係者の努力や食への感謝の心を育むため、市内の農業従事者、野菜コーディネーター、農業・漁業関係団体等と連携し、地場産食材の学校給食への活用を推進します。

⑤ 学校環境の整備

(主な取組)

- 誰もが安全・安心で快適な教育を受けられる環境となるよう、学校施設の計画的な整備・維持管理に努めます。
- 熱中症対策や災害時の避難所機能の強化を図るため、体育館の空調の整備を推進します。
- 関係機関と連携し、通学路の安全点検を行い、交通安全施設の充実を図ります。

基本方針 2

生涯にわたる学びを通じた心の豊かさと心身の健康の実現

(総合計画政策No.14,22,23,24)

現状・課題	方向性
<ul style="list-style-type: none">● 市民が学びやすく活動に参加しやすい環境、興味・関心をもって学ぶことができる機会の提供が求められています。● 自分の特技を活かしながら子どもと関わることができ、生きがいとなる場が求められています。● 滑川の魅力を理解し、郷土に誇りをもつことが、未来の滑川市を支えていく上で大切です。● 地域の歴史・文化芸術等に気軽に触れる機会のさらなる充実が必要です。● 市内にはあまり知られていない史跡や文化財があります。● 地域の伝統行事については、担い手不足が課題となっています。● 家庭や地域の教育力の低下、貧困や青少年を取り巻く社会環境の変化等により、非行、不登校、いじめ、ひきこもり、児童虐待、青少年の社会的自立の遅れといった課題が生じています。● 犯罪の低年齢化やSNSの普及に伴い、ネットによる犯罪やいじめ等の問題行動が大人の目に見えにくくなってきています。● スポーツに関する意識は高まってきており、今後もこの傾向を維持していくためには、高齢者の高いスポーツ実施率を維持しながら、子育て・働き世代のスポーツ実施率を高めていく取組が必要です。● スポーツをすることを好む児童生徒の割合に、減少または全国・県平均を下回る傾向がみられるため、運動・スポーツを好み、親しむための素地を養う取組が必要です。	<ul style="list-style-type: none">● 市民の各年代のニーズをとらえ、各生涯学習施設及び地域の人材を有効に活用し、生涯学習の場や機会を提供していきます。● 生涯学習で得た知識や経験・技術を子どもたちと関わり合いながら地域社会で活かす体制づくりに努めます。● 滑川の魅力に触れ、学ぶ機会を提供します。● 地域の芸術文化団体とともに、成果発表や文化芸術に気軽に触れる機会を提供します。● 市内に所在する各種文化財について調査研究を行い、次世代へ保存継承し市民に周知していくための施策を展開します。● 地域の伝統行事の後継者の育成について保存団体の活動を支援し、運営サポートを行います。● 伝統芸能・伝統文化等の児童生徒への伝承に努めます。● 家庭の教育力の向上や青少年が地域との関係性を深める取組を進めます。● 青少年が犯罪に巻き込まれないよう、家庭・青少年への正しい情報提供や、家庭・地域・学校の連携により、青少年を見守る体制の整備を図ります。● スポーツ推進委員協議会や総合型地域スポーツクラブ等と連携を図り、誰もが気軽にアクセスできるニュースポーツ等の推進に取り組みます。また、親子や多世代交流ができるイベント等の環境づくりに努めます。● 地域のスポーツ団体等との連携により、専門的な知識や技術指導力を有する指導者を、幼児教育施設・小学校へ派遣し、運動の楽しさを伝え、幼児期から積極的に運動に親しむ習慣や意欲を養うための取組を推進します。また、その取組を通して、教員の実践的指導力の向上を図り、体育の授業等の充実にも努めます。● 市民の誰もが安全で快適にスポーツを楽しむことができるよう、施設の適正な維持管理を

★ 取組の内容（生涯学習分野）

① 生涯学習活動の推進

（主な取組）

- 市民のニーズをとらえた講師の発掘と生涯学習講座の開設を行います。
- 社会教育関係団体の育成強化を行います。
- 地域住民が気軽に参加できる行事・レクリエーションを行います。
- 生涯学習施設や学校等を市民に広く開放し、生涯学習の場を提供します。
- 学校との連携等による図書館・子ども図書館の利用促進を図ります。
- 生涯にわたる図書館の利用促進や読書活動が子どもたちに習慣化されるよう、市内全小学生への図書利用カードを交付します。

② ふるさと教育の推進

（主な取組）

- 滑川を愛する子どもを育むため、滑川の自然・文化・歴史に関する体験学習等のふるさと教育を充実します。
- 郷土の偉人の功績を周知する事業を開催します。
- 公民館において、ふるさと講座を開催します。
- 姉妹都市交流活動を通じて、郷土の魅力を再発見できるようにします。

③ 文化芸術に触れる機会の充実

（主な取組）

- 優れた演奏、演劇、舞踊等を招致したり、市内文化芸術団体へ支援したりします。
- 郷土への関心を深める展覧会を開催するなど、博物館を拠点とした文化芸術活動を推進します。
- 学校と図書館・子ども図書館・博物館・市文化スポーツ振興財団等との連携を図り、子どもたちが文化芸術や文化財に触れる機会を増やします。
- 文化芸術活動を行う環境の整備を図ります。
- 文化芸術活動において全国大会等に出場する小中学生に対し支援します。

④ 文化財と伝統芸能の保護と活用

（主な取組）

- 文化財の保存・調査・研究を行い、指定・登録等を進めます。
- 史跡環境整備を行い、看板を設置するなど、周知を図ります。
- 滑川のネブタ流しや新川古代神踊り、松坂踊り等、地域の伝統芸能・伝統文化等の保存継承に必要な団体支援や後継者育成支援を行います。
- 滑川市の先人である高階哲夫や高島高等の功績を顕彰し、それらを活かした文化芸術の振興によるまちづくりを推進します。

⑤ 家庭教育力の向上

（主な取組）

- 「親を学び伝える学習プログラム」等の講座と、家庭教育力向上のための講演会を開催します。
- 正しい情報モラルの周知やSNSトラブルに巻き込まれないよう、各家庭への情報提供や啓発活動を行います。

⑥ 地育地生の推進

(主な取組)

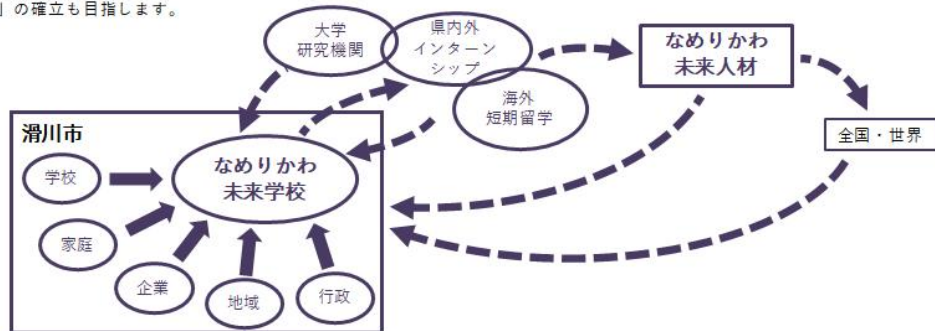
- 少年補導センターや青少年育成滑川市民会議を中核とした挨拶活動や巡回活動等を推進します。
- 学校や公民館、各種団体等と連携し、体験活動や奉仕活動、地域との交流活動・奉仕活動への青少年の参加促進を行います。
- 青少年関係機関・児童クラブ等の団体とのネットワークを生かし、情報交換を行います。
- 地域学校協働活動の体制整備と学校運営協議会との連携を進め、学校と地域が連携した取組や地域資源を活かした教育活動を推進します。
- 小中学生等に対し、自分たちで課題を発見し、解決するための能力を養うこと、市内企業との関わり等を通し滑川での“楽しい”という思いを体験することにより、自分たちの力でより良い“滑川”の未来を創る力を養う「なめりかわ未来学校」を実施します。

なめりかわ未来学校の将来展望

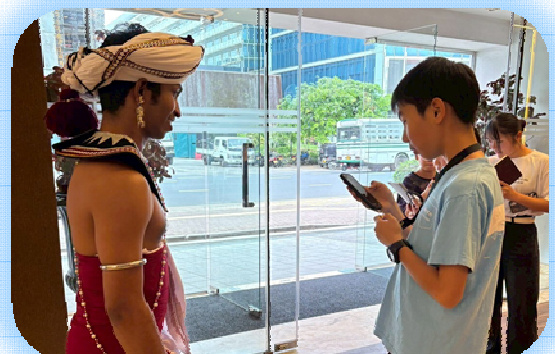
なめりかわ未来学校の取組を通じて、滑川に誇りと愛着を持ちながら未来を担う「なめりかわ未来人材」の育成を目指しています。

たとえば、将来進学等で一度滑川を離れたとしても、「滑川で自分の志を実現する」を軸に様々なフィールドで経験を積み重ね、いずれ滑川に戻り、自らの志の実現と合わせて新たな「なめりかわ未来人材」の育成に関わっていくといった「地域の子どもたちを、地域で育てる」循環を生み出していきます。

この、なめりかわ未来学校の循環モデルを人材育成のローカルモデルとして、全国に展開していき、「人を育む滑川」の確立も目指します。



なめりかわ未来学校



★ 取組の内容（スポーツ分野）

⑦ 部活動等を行う環境の整備

（主な取組）

- 中学校の文化芸術・スポーツ活動について、学校部活動から地域クラブ活動への転換を進めます。
- 中学生の文化芸術・スポーツ活動への多様なニーズに対応するため、地域等と学校が連携した部活動を推進し、持続可能な支援体制を構築します。
- 部活動での技術的な指導と教師の負担軽減のため、中学校に部活動指導員を配置します。

⑧ スポーツ普及活動の推進

（主な取組）

- スポーツ関係団体と連携・協力し、対象年齢を指定したスポーツ教室を実施するほか、ウォーキングフットボールをはじめ誰もが楽しむことができるニュースポーツの普及と参加機会の充実を図る等、年代や障がいの有無に関わらず、気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。
- 市民の健康増進を目的に、ウォーキングを推進し、「なめりかわウォーキングコース」の周知・活用に努めます。
- 日常の中でスポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起し、「健康寿命

⑨ 競技力の向上

（主な取組）

- スポーツ団体を支援するとともに、中核となる市スポーツ協会の組織強化を支援します。
- 指導者の資質向上を目的とした講習会等を開催します。
- 全国大会等の各種競技大会・スポーツ大会への選手出場に対し支援します。
- 幼児期から運動遊びやスポーツに親しむ機会を設け、運動やスポーツ好きな子どもの育成を図るとともに、小学校や中学校へと継続的に取り組むことで体力向上に努めます。
- 市内スポーツ少年団、中学校運動部活動のスポーツ施設利用料の負担を軽減し、各利用者の効果的な活用を促進します。
- 中学校運動部活動へ地域の指導者としてスポーツエキスパート等を派遣し、教員との連携した強化を図りま

⑩ スポーツ環境の充実

（主な取組）

- 本市のスポーツ振興の拠点となる総合体育センターやスポーツ・健康の森公園、フットボールセンター富山を中心に、市所管スポーツ施設の一層の環境の向上を図り、利用者の増加とスポーツ合宿の推進に取り組みます。
- 健康寿命延伸都市の実現に向けて県内屈指のスポーツ施設を活用した生涯スポーツの振興及び競技力向上に取り組みます。
- 年代別にスポーツ施設を活用するノウハウを育むことによる市民の健康づくり促進に取り組みます。

基本方針3

こども・若者が笑顔で自分の夢に挑戦できるような「こどもまんなか社会」の推進

(総合計画政策No.13)

現状・課題	方向性
<ul style="list-style-type: none">● 核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域の子育て力が低下し、子育てに対する不安や悩みを抱える家庭が増加しています。また、ひきこもりやヤングケアラーといった若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校等の諸問題が深刻化・長期化しています。● 安全・安心なこどもの居場所の確保や充実に向けた取組への期待が高くなっています。● 核家族化や共働き世帯の増加、就労形態の多様化が進み、子育てと仕事が両立できる環境が求められています。また、人格形成の基礎を培う幼児期に質の高い幼児教育が提供されることが重要となっています。● こどもの貧困対策について、全てのこどもが等しく幼児教育・保育が受けられ、安定した生活を送ることができるよう、保護者への相談対応や就労支援、経済支援の充実が求められています。● 「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども基本法の理念にのっとり、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、地域におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、実施する必要があります。(こども基本法第5条)	<ul style="list-style-type: none">● すべてのこどもの健やかな育ちを切れ目なく支援するための体制や経済的支援の充実を図ります。● 児童館をはじめとする子育て支援拠点の事業や地域全体でこどもを育む環境づくりの推進により、安全・安心なこどもの居場所を確保します。● 幼児教育・保育の提供体制を確保し、子育てと仕事が両立できる環境づくりを推進するとともに、幼児教育の質の向上に向けて関係機関が連携して取り組みます。● 本市独自の子育て支援を推進するとともに、経済的困難を抱える家庭への支援を充実することで、生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこどもが健やかに育ち、学び、安全・安心に暮らすことができるように努めます。● こどもと子育てに関する施策の基本理念についての条例を制定します。また、こども施策についての方向性をまとめた「滑川市こども計画」を策定します。策定に当たっては、対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を聴取します。

★ 取組の内容

① 切れ目ない子育て支援・相談体制の充実

(主な取組)

- こども家庭センターを中心として、母子保健事業や子育て支援事業に係る関係機関や地域との連携強化を図り、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援体制の推進を図ります。
- 全ての妊産婦等が安心して妊娠・出産・子育てができ、こどもが健やかに生まれ育つ環境の充実を図ります。
- 妊娠期から就学時までの健康診査及びこどもの発育・発達や子育てに関する相談・支援事業の充実を図ります。
- こどもの発達、児童虐待、ひとり親家庭の自立等に関して相談・支援を行うとともに、支援が必要なこどもや家庭の早期発見に努めます。
- 虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の早期発見と適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会の充実を図り、関係機関との情報共有や支援体制の強化に取り組みます。
- 妊産婦と高校生等18歳到達の最初の年度末までのこどもを対象にした医療費助成により、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- 国による幼児教育・保育の無償化と併せて、0歳児からの第1子保育料半額、第2子以降保育料無償化や高校生等18歳到達の最初の年度末までの医療費無償化、インフルエンザ接種費用助成等を実施し、子育てに係る負担軽減を図ります。
- 乳幼児から高齢者まで、それぞれの年代における相談の場として、「キラット保健室」、「暮らしの保健室」及び「デジタル版暮らしの保健室」を開設し、市民一人ひとりに寄り添い心身ともに安心して健やかに生活できるよう努めます。
- 国の「妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業」の実施に伴い、市独自で出生届出時に新生児紙おむつ購入券を支給することによる伴走型支援と経済的支援を一体的に実施します。

② 子どもの居場所づくり

(主な取組)

- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施を推進し、事業内容の充実を図ります。また、支援員の確保や育成等に注力します。
- 放課後児童クラブのWi-Fi整備等のICT化を推進、活動内容の充実を図ります。
- 学校から離れている放課後児童クラブの移転や入学前児童の円滑な受け入れ態勢の充実を図ります。
- 地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動を推進します。
- 児童館をはじめ、子育て支援拠点施設等における事業の充実を図ります。

③ 幼児教育・保育の提供体制の確保と充実

(主な取組)

- 多様な働き方やニーズに合わせて、保護者が教育・保育サービスを選択できるよう提供体制の確保を図ります。
- 教育・保育施設の整備や運営に係る費用を助成し、環境整備やサービスの充実を図ります。
- 研修会の受講や資格の取得を奨励し、幼稚園教諭・保育士等の資質向上を図ります。
- 保育所等による医療的ケア児に受入れ体制を確保します。
- 保育士の処遇改善による保育士の確保、保育周辺業務を行う保育支援者の配置支援、保育業務システム導入のICT化による保育士の負担軽減等により、保育の質の向上を図ります。
- 月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施します。
- 幼児教育から小学校教育の円滑な接続を目的とした幼小の架け橋期のカリキュラムを作成します。
- 「育ちの支援・引継ぎシート」を作成し、幼・保から小学校へと引き継いでいくことにより、継続的な支援の確保に努めます。

④ 経済的困難を抱える家庭への支援

(主な取組)

- 問題の深刻化を未然に防ぐため、初期段階から相談しやすい環境や体制を整備し、予防的支援や早期発見に取り組めます。
- ひとり親家庭等の育児を支援するため、時間外保育や休日保育、病後児保育の確保や充実に取り組めます。
- 安定し、自立した生活につなげるため、保護者の就職や転職、情報提供等、就労支援・相談支援等を行います。
- こども家庭センターを中心として関係機関と連携強化を図り、相談支援体制の充実に取り組めます。
- 大学生がオンラインで経済的な支援が必要な児童生徒や不登校児童生徒へ学習支援する「オンラインなめりかわ塾」を開催し、学習支援の機会確保に取り組めます。
- 貧困の連鎖を防ぐため、ひとり親家庭や住民税非課税世帯等の子どもたちの高校、大学進学に向けた模擬試験及び大学等の受験料の一部を助成します。

⑤ こども・若者の意見等が尊重される環境の整備

(主な取組)

- 本市における施策を充実するため、こどもや若者、子育て当事者の意見を反映します。
- こども、若者が意見を表明しやすい環境をつくるため、学校や児童館等にこどもの意見を書き入れる目安箱を設置します。また、オンラインによる意見募集体制も構築します。



滑川市教育委員会 教育総務課

富山県滑川市寺家町 104 番地 電話 076-475-1479

<https://www.city.namerikawa.toyama.jp>